

第23期第7回 松浦海区漁業調整委員会

日時 令和7年9月24日（水）15時から
場所 唐津市水産会館 研修室
（唐津市海岸通り 7182-217）

次 第

1 開 会

2 議 題

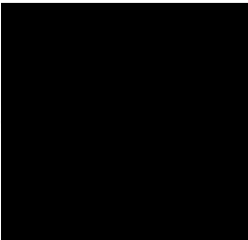
- （1） 松浦海区における区画漁業の漁場計画（案）について（諮問）
 - 1 佐賀玄海漁業協同組合・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P1～P6
- （2） 松浦海区における区画漁業の漁場計画（案）について（協議）
 - 1 屋形石漁業協同組合・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P7～P12
- （3） 火光利用に関する委員会指示の改正について（協議）・・・・・・・・ P13～P15
- （4） 試験養殖について（協議）・・・・・・・・・・・・・・・・ P16～P32
 - 1 佐賀玄海漁業協同組合鎮西町統括支所（名護屋地区） マコンブ
 - 2 小川島漁業協同組合 ワカメ・マコンブ
- （5） 令和7年度全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック会議に係る
各県海区漁業調整委員会の提案議題に対する意見について（協議）・・・・ 別冊
- （6） その他

議題 1

水産第 2524 号
令和 7 年 9 月 12 日

松浦海区漁業調整委員会
会長 川寄 和正 様

佐賀県知事 山口 祥



松浦海区における区画漁業の漁場計画（案）について（諮問）

松浦海区における区画漁業について、漁場計画（案）を別添のとおり作成しましたので、漁業法第 64 条第 4 項の規定により貴会の意見をお聴かせください。

なお、答申は令和 7 年 12 月 26 日までに提出してください。

担 当：農林水産部水産課漁業調整担当
伊藤、吉田

電 話：0952-25-7145

FAX：0952-25-7274

松浦海区における区画漁業 の漁場計画（案）

（令和 7 年 9 月）

佐賀県松浦海区

区 画 漁 業

1 区画漁業

(1) 公示番号 別表のとおり

(2) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業の名称 別表のとおり

イ 漁業の時期 別表のとおり

ウ 漁場の位置 別表のとおり

エ 漁場の区域 別表のとおり

(3) 制限又は条件

ア 漁場の区域を示す各点に、昼間及び夜間においても視認できる標識を設置しなければならない

イ 養殖施設のいかりは、免許漁場内に設置しなければならない

(4) 免許予定日 令和8年4月1日

(5) 申請期間 令和8年1月1日から令和8年2月6日まで

(6) 関係地区 別表のとおり

備考

存続期間 令和8年4月1日から令和10年8月31日まで

漁場計画図 別図のとおり

別表

公示番号	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域	関係地区	個別漁業権又は 団体漁業権の別	備考
松 区 第 3 2 1 号	魚類小割式 養殖業 (くろまぐろ 養殖業を除く)	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	唐津市鎮西町 名護屋方柄浦	次のア、イ、ウ及びエの各点を順次に結 んだ直線によって囲まれた区域 点ア：北緯 33度32分21秒 東経 129度52分32秒 点イ：北緯 33度32分18秒 東経 129度52分30秒 点ウ：北緯 33度32分23秒 東経 129度52分21秒 点エ：北緯 33度32分26秒 東経 129度52分23秒	唐津市鎮西町 名護屋	団体漁業権	新規

区画漁業権図

唐津市呼子町加部島

唐津市鎮西町名護屋

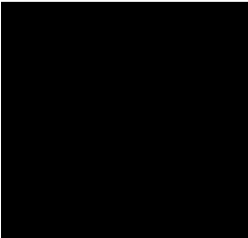
工
ウ ● 松区第321号
ア
イ

議題 2

水産第 2508 号
令和 7 年 9 月 10 日

松浦海区漁業調整委員会
会長 川寄 和正 様

佐賀県知事 山口 祥



松浦海区における区画漁業の漁場計画（案）について（協議）

松浦海区における区画漁業について、漁場計画（案）を別添のとおり作成しました。
ついては、貴会の意見をお聴かせください。

担 当：農林水産部水産課漁業調整担当
伊藤、吉田
電 話：0952-25-7145
FAX：0952-25-7274

松浦海区における区画漁業 の漁場計画（案）

区 画 漁 業

1 区画漁業

(1) 免許の内容たるべき事項

- ア 漁業の種類 別表のとおり
- イ 漁業の名称 別表のとおり
- ウ 漁業の時期 別表のとおり
- エ 漁場の位置 別表のとおり
- オ 漁場の区域 別表のとおり

(2) 制限又は条件

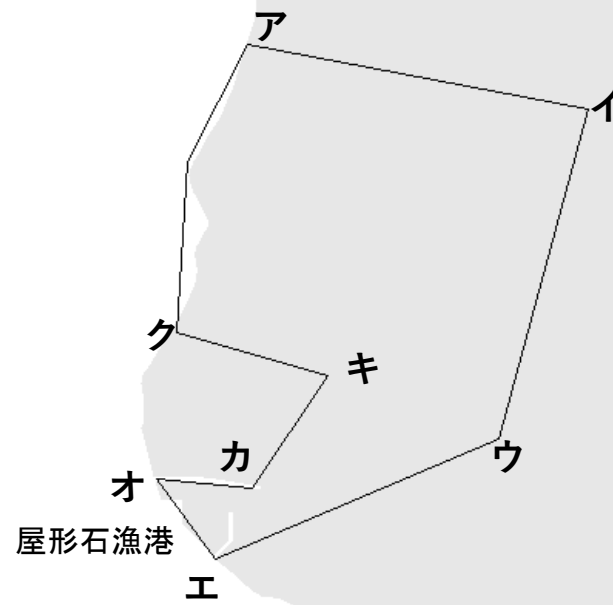
- ア 漁場の区域を示す各点に、昼間及び夜間においても視認できる標識を設置しなければならない
- イ 養殖施設のいかりは、免許漁場内に設置しなければならない

(3) 関係地区 別表のとおり

別表

公示番号	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域	関係地区	個別漁業権または団体漁業権の別	備考
	介類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	唐津市屋形石地先	次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ及びクの各点を順次に結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 点ア：北緯 33度32分34秒 東経 129度55分50秒 点イ：北緯 33度32分31秒 東経 129度56分8秒 点ウ：北緯 33度32分17秒 東経 129度56分3秒 点エ：北緯 33度32分11秒 東経 129度55分48秒 点オ：北緯 33度32分15秒 東経 129度55分45秒 点カ：北緯 33度32分15秒 東経 129度55分50秒 点キ：北緯 33度32分20秒 東経 129度55分54秒 点ク：北緯 33度32分22秒 東経 129度55分46秒	唐津市屋形石	団体漁業権	新規

区画漁業権図



水産第 2673 号
令和 7 年 9 月 19 日

松浦海区漁業調整委員会
会長 川 寄 和 正 様

佐賀県知事 山 口 祥

試験養殖について（協議）

このことについて、別紙のとおり申請がありましたので、試験養殖処理要綱第 4 条の規定により貴委員会の意見を求めます。

記

- 1 佐賀玄海漁業協同組合鎮西町統括支所（名護屋地区） マコンブ
- 2 小川島漁業協同組合 ワカメ・マコンブ

担当：農林水産部水産課漁業調整担当
電話：0952-25-7145

試験養殖承認申請書

令和 7 年 9 月 18 日

佐賀県知事 山口 祥義 様

佐賀県唐津市海岸通 7182-233
佐賀玄海漁業協同組合
代表理事組合長 川崎 和正

下記のとおり試験養殖の承認を受けたいので、申請いたします。

記

- 1 目 的 マコンブ養殖試験（ロープ延縄式）
- 2 水産物の名称 マコンブ
- 3 漁場の位置及び区域並びに面積
唐津市鎮西町名護屋方柄浦地先
介類小割養殖業区画漁業権漁場松区第 403 号の一部
計 1,080 m² （別紙 1）
- 4 試験養殖期間 試験養殖の承認日より令和 8 年 6 月 30 日
- 5 養殖の方法及び規模
方法：ロープ延縄式
規模：45m×24m＝ 1,080 m² 1 箇所（別紙 2 を参照）
25mの養殖ロープ 7 本を設置

添付資料

- (1) 理由書
- (2) 養殖試験計画書
- (3) 漁場位置及び区域図（別紙 1）
- (4) 養殖施設概要図（別紙 2）
- (5) 委託契約書写

理由書

名護屋地区の主な漁業種類は、沿岸イカ釣り漁業、海士漁業、かき養殖漁業、魚類養殖漁業等であるが、近年、水産資源の減少などで漁業環境は厳しさを増している。とりわけ海士漁業では藻場が減少する「磯焼け」が顕著であるため、毎年ガンガゼ駆除やアカウニ種苗の放流を行っているが、十分な放流効果は得られていない。そこで現在、松区第 403 号の介類養殖区画でアカウニ養殖に取り組んでいる。アカウニ養殖では大量の餌料海藻が必要となるため、令和 5 年度からマコンブの試験養殖を開始している。

昨年度は岩手県産と北海道産のコンブ種苗を使って養殖試験を行った結果、両者共に良好に生長し、養殖アカウニ用の餌料として活用できた。しかし、同一種苗であっても養殖場所の違いによって生長が異なる事例が見られた。この生長性の違いについては、潮当たりの違いが影響した可能性が考えられたため、今年度はこれらに着目しながら再度試験を行う予定である。

住 所 佐賀県唐津市海岸通 7182 番地 233
氏 名 佐 賀 玄 海 漁 業 協 同 組 合
代表理事組合長 川 寄 和 正

マコンブ養殖試験計画書

1. 試験の概要

(1) 実施場所：唐津市鎮西町名護屋方柄浦地先（別紙1）

(2) 実施期間：試験養殖の承認日～令和8年6月

(3) 試験内容

a) 養殖規模と施設（別紙2）

- ・45m×24m=1,080 m² 1箇所
- ・25mの養殖ロープ 7本を設置

b) 試験方法

- ・令和7年11月下旬に養殖施設（錨・ロープ等）の準備
- ・12月中旬に試験養殖開始（水温18℃以下）
- ・間引き等の管理を行いながら、2種の種苗の生長性を比較検証
- ・令和8年6月末 施設撤去

c) 種苗の供給元および供給量（予定）

- ・北海道：100m
- ・岩手県：30m

d) 出荷先予定 ウニ養殖のエサとして使用（500kg）

e) 養殖試験従事予定者氏名



f) 養殖スケジュール

	R7. 11月下旬 5月	12月 6月末	R8. 1月	2月	3月	4月
作業内容	養殖施設 → 試験養殖 → 間引き等の管理、試験出荷 → 片付け 準備 開始					

g) 収支計画

i) 支出の部 （※試験養殖実施に必要な資材・種苗等の種類・数量・金額を記載）

費目	数量	金額
コンブ種苗	130m	41,000 円

ii) 収入の部 （※試験出荷がある場合に記載）

アカウニ用餌料として使用するため収入は無し。

2. 安全対策

施設の維持管理については、佐賀県玄海漁業協同組合鎮西町統括支所が適切に管理を行う。

3. その他

(緊急時の措置)

台風の接近などになり災害が起こる可能性が懸念される場合は、養殖施設の補強、撤去などの措置を速やかに行うこととする。また、万一本試験養殖に起因する事故・トラブル等が発生した場合は、当支所で責任を持って対応することとする。

○ 緊急時の連絡先

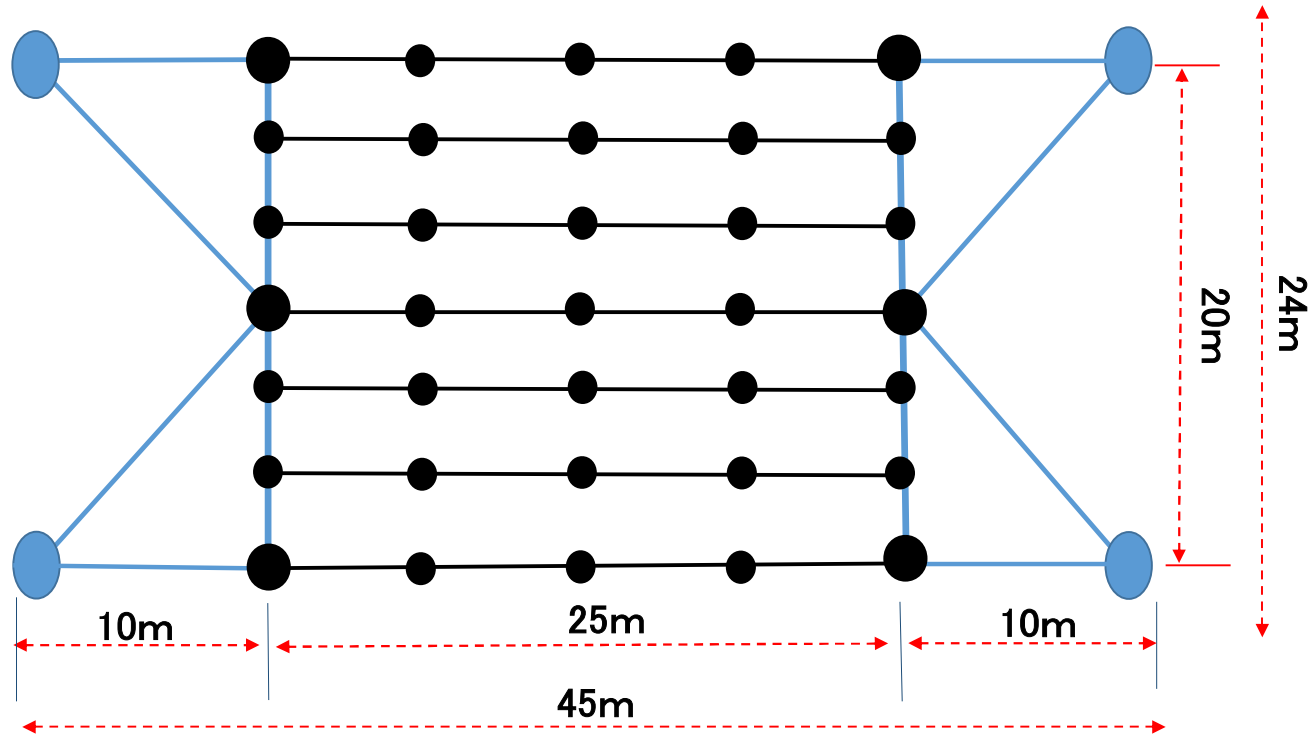
佐賀玄海漁業協同組合鎮西町統括支所 0955-82-5640

別紙1

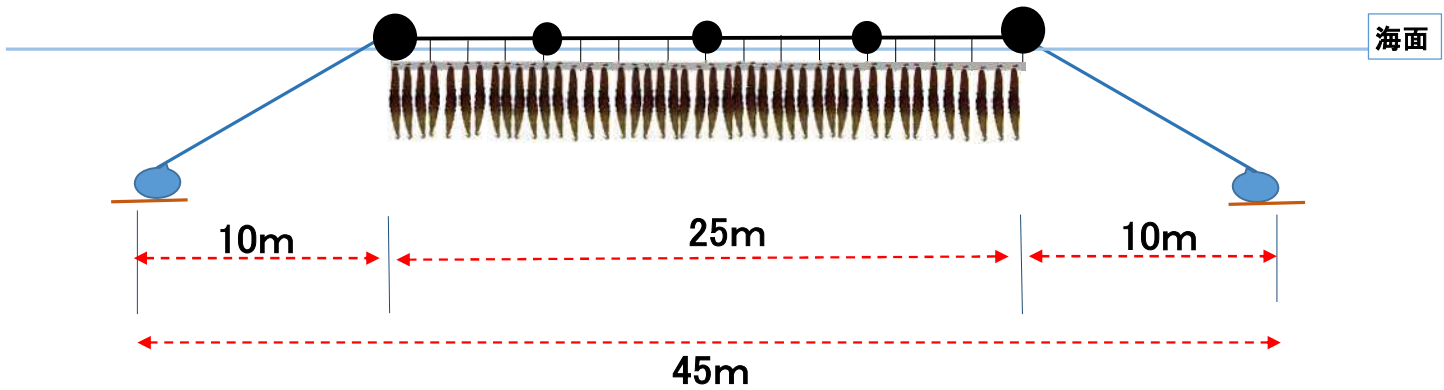


別紙2

水平



垂直



令和 7 年度マコンブ試験養殖業務委託契約書

令和 7 年度試験養殖の委託について、佐賀県玄海水産振興センター(以下「甲」という。)と佐賀玄海漁業協同組合(以下「乙」という。)との間に、次のとおり契約を締結する。

(目的)

- 第1条 甲は、令和 7 年度マコンブ試験養殖業務(以下「委託業務」という。)を乙に委託し、乙はこれを受託する。
- 2 乙は、善良な管理者の注意をもって、業務委託を誠実に履行しなければならない。

(委託業務の内容)

- 第2条 乙が行う委託業務の内容は、別紙試験養殖計画のとおりとする。
- 2 委託業務の履行に必要な手続きは、乙が行う。

(状況報告)

- 第3条 甲は、委託業務の状況について、随時報告を求めることができる。

(委託期間)

- 第4条 業務の委託期間は、試験養殖承認日から令和 8 年 6 月 30 日までとする。

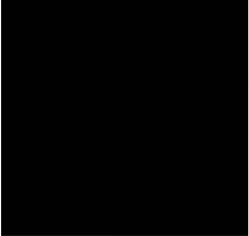
(費用負担)

- 第5条 委託業務の履行に関し、必要な費用は、全て乙の負担とする。

(成果)

- 第6条 委託業務の履行によって得られたデータは甲に帰属し、成果物は乙に帰属する。

(契約の解除等)

- 第7条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、乙に対し委託業務の全部若しくは一部の停止を命じ、甲、乙協議のうえ、この契約の解除又は一部変更を行うことができる。
- (1) 乙がこの契約に違反したとき
 - (2) 乙が委託業務を遂行することが困難であると甲が認めたとき
- 2 乙は、甲の原因により委託業務の遂行が困難になったときは、甲、乙協議のうえ、この契約の解除又は一部変更をおこなうことができる。
- 

(損害賠償)

第8条 乙は、委託業務の実施に関し、故意又は過失により甲又は第三者に損害を与えたときは、これを賠償しなければならない。

(契約外事項の処理)

第9条 この契約書に定めのない事項又はこの契約の履行に際し疑義が生じたときは、関係法令の定めによるもののほか、甲、乙協議のうえ決定し処理するものとする。
この契約の成立を証するため、本書2通を作成し、両者記名押印のうえ、各1通を保有する。

令和 7 年 9 月 16 日

甲 佐賀県唐津市
佐賀県玄海水
所長 山浦 啓

乙 佐賀県唐津市
佐賀玄海漁業
代表理事組合

試験養殖承認申請書

令和7年9月3日

佐賀県知事 山口 祥義 様

佐賀県唐津市呼子町小川島 227 番 1
小川島漁業協同組合
代表理事組合長 川添 光尚

下記のとおり試験養殖の承認を受けたいので、申請いたします。

記

- 1 目 的 ワカメ・マコンブ養殖試験
- 2 水産物の名称 ワカメ・マコンブ
- 3 漁場の位置及び区域並びに面積

位置と区域・面積

試験漁場①：小川島西防波堤テトラ脇西側（別紙1）

$$40\text{m} \times 40\text{m} = 1,600 \text{ m}^2$$

試験漁場②：小川島西岸（別紙1）

$$50\text{m} \times 20\text{m} = 1,000 \text{ m}^2$$

- 4 試験養殖期間

試験養殖の承認日より令和8年7月31日

- 5 養殖の方法及び規模

試験漁場①：ロープ延縄式で30mの養殖ロープを6本設置：計240m

試験漁場②：ロープ延縄式で40mの養殖ロープを3本設置：計120m

添付資料

- (1) 理由書
- (2) 養殖試験計画書
- (3) 漁場位置及び区域図（別紙1）
- (4) 養殖施設概要図（別紙2）
- (5) 委託契約書写

理由書

小川島漁業協同組合の主要な漁業は主にイカ釣りや海士漁業であるが、近年、水産資源の減少や魚価の低迷、後継者不足などで漁業環境は厳しさを増している。とりわけ海士漁業では藻場が減少する「磯焼け」の進行が顕著である。そのため、毎年ガンガゼ駆除を行うとともに、放流効果を高めるためにアカウニ種苗を陸上水槽で中間育成してから放流する取り組みを行っている。また、将来的には身入りの悪いムラサキウニを陸上水槽で畜養することを計画しているが、これらの取組みには大量の餌料が必要となる。

そこで、令和5年度よりワカメとマコンブの試験養殖を開始した。令和5年度は種苗性の問題で全く収穫することはできなかったが、令和6年度は地場産のワカメ種苗を使用することで初めて養殖に成功した。またマコンブ種苗についても、水温16℃以下となったタイミングで早期沖出しすることで、少量ながらも収穫することができた。令和7年度も引き続きワカメとマコンブの試験養殖を行い、小川島地先にあった種苗の選定や、より養殖に適した養殖漁場の検討を行い、正式な養殖区画漁業権免許取得を目指す。

住 所 佐賀県唐津市呼子町小川島 227 番 1
氏 名 小 川 島 漁 業 協 同 組 合
代表理事組合長 川添 光尚

ワカメ・マコンブ養殖試験 計画書

1. 試験の概要

1) 実施場所：

試験漁場①：小川島西防波堤テトラ脇西側（別紙1）

試験漁場②：小川島西岸（別紙1）

2) 実施期間：試験養殖の承認日～令和8年7月31日

3) 試験内容

a) 目的

ワカメ・マコンブ養殖における種苗産地別の生長性、最適な養殖漁場、最終的な収量を検証する。本試験結果は、正式な養殖区画漁業権免許取得のための基礎データとして活用する。

b) 養殖施設と規模

試験漁場①：ロープ延縄式で30mの養殖ロープを6本設置：計240m

試験漁場②：ロープ延縄式で40mの養殖ロープを3本設置：計120m

c) 試験方法

今年度はワカメ種苗の産地、養殖漁場について試験を行う。ワカメ種苗は前年度の試験で良好な生長が見られた玄海水産振興センター提供の唐津産種苗と、今年度初めて使用する長崎県の島原産種苗を用いて生長性を比較する。また、養殖漁場は前年までの小川島西防波堤テトラ脇西側に加えて、より潮通しが良い小川島西岸の漁場でも試験を行い、生長性を検証する。

試験は水温が20℃前後まで低下した11～12月に開始し、その後は1カ月に1回程度の頻度でモニタリングする。ワカメが順調に生育した場合は3～5月に順次刈り取りし、各種苗産地と漁場ごとに収量を測定する。また、収穫したワカメとマコンブについては、アカウニ種苗の中間育成用餌料として活用する。施設の撤去は令和8年7月末を予定している。

d) 種苗の供給元および供給量

（ワカメ種苗）

長崎県島原漁業協同組合：500m

玄海水産振興センター唐津産種苗：100m

（マコンブ種苗）

岩手県田老町漁業協同組合：100m

e) 出荷先予定

アカウニ種苗の中間育成用餌料

f) 養殖試験従事予定者氏名

g) 養殖スケジュール

時期	R7. 11～12 月	～R8. 3 月	R8. 3～5 月	R8. 7 月
作業内容	施設準備 本養殖試験開始	モニタリング	収穫 餌料として給餌	施設撤去

h) 収支計画

支出の部 (※試験養殖実施に必要な資材・種苗等の種類・数量・金額を記載)

費目	数量	金額 (税抜)
ワカメ種苗	500m	50,000 円
マコンブ種苗	100m	40,000 円
養殖用資材類	1 式	500,000 円
合計		590,000 円

収入の部 (※試験出荷がある場合に記載)

費目	数量	金額
アカウニ種苗の中間育成用餌料用途のため、収入は無し		
合計		

2. 安全対策

施設の維持管理については、小川島漁業協同組合が適切に管理を行う。

3. その他

(緊急時の措置)

台風の接近などになり災害が起こる可能性が懸念される場合は、養殖施設の補強、撤去などの措置を速やかに行うこととする。また、万一本試験養殖に起因する事故・トラブル等が発生した場合は、当漁協で責任を持って対応することとする。

(緊急時の連絡先)

小川島漁業協同組合 0955-82-8321

別紙 1

(3) 漁場位置及び区域図

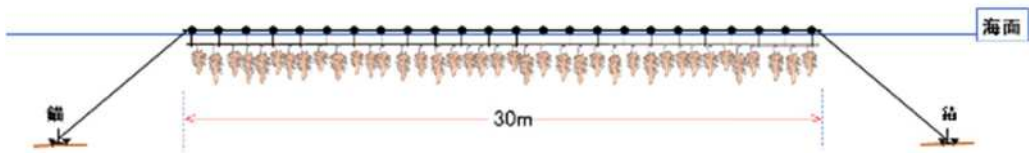


写真 1. 試験漁場の位置

別紙 2

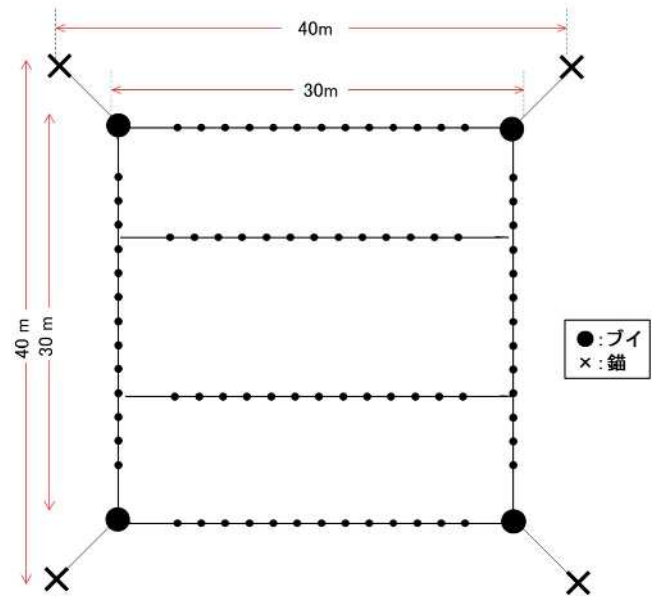
(4) 養殖施設概要図

【側面図】

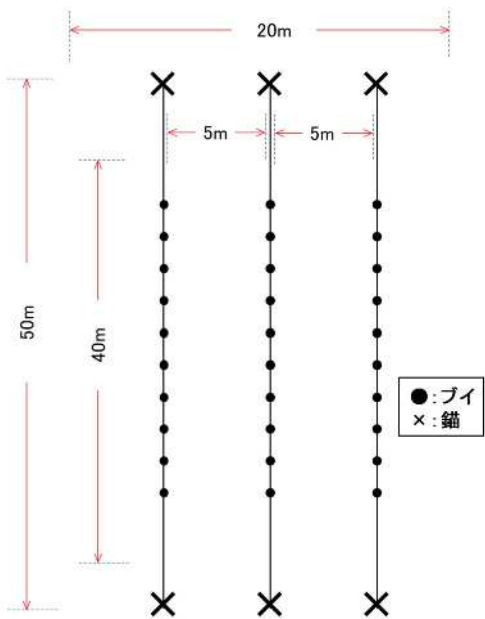


【平面図】

試験漁場①



試験漁場②



令和7年度ワカメ・マコンブ試験養殖業務委託契約書

令和7年度試験養殖の委託について、佐賀県玄海水産振興センター(以下「甲」という。)と小川島漁業協同組合(以下「乙」という。)との間に、次のとおり契約を締結する。

(目的)

第1条 甲は、ワカメ・マコンブ試験養殖業務(以下「委託業務」という。)を乙に委託し、乙はこれを受託する。

2 乙は、善良な管理者の注意をもって、業務委託を誠実に履行しなければならない。

(委託業務の内容)

第2条 乙が行う委託業務の内容は、別紙試験養殖計画のとおりとする。

2 委託業務の履行に必要な手続きは、乙が行う。

(状況報告)

第3条 甲は、委託業務の状況について、随時報告を求めることができる。

(委託期間)

第4条 業務の委託期間は、試験養殖承認日から令和8年7月31日までとする。

(費用負担)

第5条 委託業務の履行に関し、必要な費用は、全て乙の負担とする。

(成果)

第6条 委託業務の履行によって得られたデータは全て甲に、成果物は乙に帰属する。

(契約の解除等)

第7条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、乙に対し委託業務の全部若しくは一部の停止を命じ、甲、乙協議のうえ、この契約の解除又は一部変更を行うことができる。

(1) 乙がこの契約に違反したとき

(2) 乙が委託業務を遂行することが困難であると甲が認めたとき

2 乙は、甲の原因により委託業務の遂行が困難になったときは、甲、乙協議のうえ、この契約の解除又は一部変更をおこなうことができる。

(損害賠償)

第8条 乙は、委託業務の実施に関し、故意又は過失により甲又は第三者に損害を与えたときは、これを賠償しなければならない。

(契約外事項の処理)

第9条 この契約書に定めのない事項又はこの契約の履行に際し疑義が生じたときは、関係法令の定めによるもののほか、甲、乙協議のうえ決定し処理するものとする。
この契約の成立を証するため、本書2通を作成し、両者記名押印のうえ、各1通を保有する。

令和7年9月8日

甲 佐賀県
佐賀県
所長

乙 佐賀県唐津市
小川島漁業
代表理事

ワカメ・マコンブ養殖試験計画書

1. 試験の概要

1) 実施場所:

試験漁場①: 小川島西防波堤テトラ脇西側 (別紙1)

試験漁場②: 小川島西岸 (別紙1)

2) 実施期間: 試験養殖の承認日～令和8年7月31日

3) 試験内容

a) 目的

ワカメ・マコンブ養殖における種苗産地別の生長性、最適な養殖漁場、最終的な収量についてデータを収集する。本試験結果は、正式な養殖区画漁業権免許取得のための基礎データとして活用する。

b) 養殖施設と規模

試験漁場①: ロープ延縄式で30mの養殖ロープを6本設置: 計180m

試験漁場②: ロープ延縄式で40mの養殖ロープを3本設置: 計120m

c) 試験方法

今年度はワカメ種苗の産地、養殖漁場について試験を行う。ワカメ種苗は前年度の試験で良好な生長が見られた玄海水産振興センター提供の唐津産種苗と、今年度初めて使用する長崎県の島原産種苗を用いて生長性を比較する。また、養殖漁場は前年までの小川島西防波堤テトラ脇西側に加えて、より潮通しが良い小川島西岸の漁場でも試験を行い、生長性を検証する。

試験は水温が20℃前後まで低下した11～12月に開始し、その後は1カ月に1回程度の頻度でモニタリングする。ワカメが順調に生育した場合は3～5月に順次刈り取りし、各種苗産地と漁場ごとに収量を測定する。また、収穫したワカメとマコンブについては、アカウニ種苗の中間育成用餌料として活用する。施設の撤去は令和8年7月末を予定している。

d) 種苗の供給元および供給量

(ワカメ種苗)

長崎県島原漁業協同組合: 500m

玄海水産振興センター唐津産種苗: 100m

(マコンブ種苗)

岩手県田老町漁業協同組合: 100m

e) 出荷先予定

アカウニ種苗の中間育成用餌料

f) 養殖試験従事予定者氏名